

行動無くして結果生まれず

SHOW "No Action No-result"

風早北部ふるさと協議会

防犯防災部 作成

2026年1月19日

第222号

台風や  
地震後の  
二次被害

詐欺的な災害便乗商法

## 地震に便乗した詐欺的な トラブルが発生しています

2年前の能登半島大地震同様、昨年12月8日の青森県東方沖震源地震後でも観られました

### 相談事例：

- 買い取り業者から電話がかかってきて「東北の地震の被災地に衣類や食器など何でもいいから届けたいので、不用品を買い取りたい。買取代金を渡したいので家にいてほしい」と言われ、来訪を承諾したが断りたい。

(2025年12月受付、70歳代・女性、東海地方)

- 市民から「地震発生翌日、市役所分庁舎を名乗る所から、要支援者の登録に関する電話があった。さらに次の日、消防団を名乗る者から電話があり、家族構成や在宅時間などを聞かれた。「どこの消防団なのか」と尋ねると、相手が電話を切ってしまった。」という相談があった。分庁舎および該当すると思われる消防団へ確認したが、連絡した者は確認できず、詐欺的な電話の可能性があることを伝え注意喚起した。

(2025年12月受付、市役所からの情報提供、電話を受けたのは70歳代、北海道・東北北部地方)

### 対応策：

- ✓ 不審者・面識のない相手の来報は安易に承諾しない
- ✓ 個人情報を相手に伝えない
- ✓ 公的な機関が各家庭に電話して義援金を求めるることは決してないので、それは100%詐欺と考えて構いません。その該当機関に自分で確認してみましょう
- ✓ 少しでも不安を感じたら、躊躇せず188（ニイヤヤ：消費者ホットライン）へ通しましょう